



令和8年度

## 講師(特別支援教育)(会計年度任用職員) 育休代替等採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	講師（特別支援教育）
職務内容	(1) 学校教育法施行規則第 140 条に基づく通級による指導 (2) 校内委員会において教育的支援が必要と判断された児童・生徒に対する在籍学級における指導・支援 (3) 特別支援教育コーディネーターの補佐 (4) その他特別支援教育の推進に必要と所属長が判断し命ずる職務
必要な資格等	教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する小学校教諭普通免許状（専修・一種・二種） ・教員免許状は受験申込日現在、有効のものに限ります。
任用期間	令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日 ※育児休業を取得する会計年度任用職員が引き続き育児休業を取得するときは、最長で令和 9 年 3 月 31 日まで任期を更新する場合があります。
条件付採用期間	原則 1 か月 (※1) 1 か月の実勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1 名

## 注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給 与	<p>【報酬額】</p> <p>報酬月額 264,712 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この報酬月額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。</li><li>・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中で給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。</li></ul> <p>【期末・勤勉手当】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法令等の基準を満たす場合は、6 月に期末・勤勉手当の支給があります。支給月数は勤務期間に応じて決定します。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。</li></ul> <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。</li></ul>
勤務場所	千代田区立お茶の水小学校 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	勤務日数：任期中 90 日勤務 勤務時間：7：30～17：00 の間において 6 時間 45 分勤務 （休憩時間 60 分又は 45 分を除く。） ※配置先の状況等により、変動する場合があります。
休暇等	2 日 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始、所属長が別に定める日 ・学校行事等に応じて変動する場合があります。
保 険	公立学校職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

### 3 申込み手続き

#### (1) 申込方法

原則として、インターネットから申込みを受け付けます。千代田区ポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

なお、申込みに当たっては、「免許状」等をアップロードする必要がありますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

#### (申込受付期間)

令和8年4月6日（月）から

令和8年4月14日（金）まで



#### (申込先)

右のQRコードまたは以下のURLから申し込み専用ページへ遷移します。

<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04lh00000680Rx>

- ※ 申し込みには千代田区ポータルサイトへの登録が必要です。
  - ※ 添付画像には、iPhoneのノーマルカメラで撮影した写真の画像形式（HEIC・HEIF形式）は利用できませんのでご承知おきください。
  - ※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込みを受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込受付期間中に下記問合せ先までご連絡ください。
  - ※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
  - ※ インターネットからの申込みができない場合には、紙様式をメールでお送りしますので、下記問合せ先アドレスまでご連絡ください。印刷ができない方は、お電話をいただいたうえで、問い合わせ先住所までご来庁ください。
  - ※ 申込時の入力内容により、受験資格の確認を行います。入力内容に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがありますので、ご注意ください。
- (2) 問合せ先 千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 特別支援教育担当  
住所 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 4階  
電話 03-5211-3666（直通）  
Mail tokubetsushien@city.chiyoda.lg.jp

#### 4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査 二次選考：面接 ※申込みのあった方から一次選考を行い、一次選考を通過した方に二次選考案内をメールにてお知らせします。
面接日	令和8年4月のうち、指導課が指定する日
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）4階 指導課
合格発表	令和8年4月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員にメール、郵送または電話でお知らせします。

#### 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

##### （参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。